

本会則は、定款を補足し、全国鳥獣害対策協会（以下、本協会）の運営を円滑に行う目的で作成したものである。

【1】用語の定義

会員：正会員、準会員及び特別会員、賛助会員を指す。
正会員：当法人の目的に賛同し、運営に資するために入会する法人又は個人。
準会員：当法人の目的に賛同し、活動に資するために入会する法人又は個人。
一般会員：当法人の目的に賛同し、情報を共有するために入会する法人又は個人。
特別会員：当法人の活動に関連する分野で高い見識や技術を有する法人又は個人。
賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会する法人。
協働：提携協力及び後援協力、特別顧問を指す。
提携協力：当法人の目的に賛同し、協力して事を行うために力を合わせる企業又は個人。
後援協力：当法人の目的に賛同し、応援・援助など上手く事が運ぶように手助けする企業又は個人。
特別顧問：当法人の目的に賛同し、専門的な知識や経験をもって補佐や指導に当たる企業又は個人。
その他会員：上記会員、協働に当てはまらない会員を指す。
サポートー：情報を共有するために入会する個人。
自治体サポートー：情報を共有し、課題解決に取組む自治体職員。

【2】会員の行動指針

- 1.会員は自らの利益だけではなく、本協会及び社会全体の利益を考慮しながら活動に関わる。
- 2.会員は建設的な意見を出し合うことで活動に関わる。
- 3.会員はオープンなコミュニケーションを重視し、お互いの成長のため積極的な情報交換を行う。

【3】入会と業務の斡旋

- 1.会員への入会を希望する場合、その意思を代表理事へ申し出ること。
- 2.本協会は請負業者賠償責任保険等に入会していない会員に対しては、業務を斡旋しない。

【4】会費

- 1.正会員の入会金は330千円とする。
- 2.正会員の年会費は132千円とする。既会員は2月末日まで一括して納める。
- 3.準会員の入会金は165千円とする。
- 4.準会員の年会費は77千円とする。既会員は2月末日まで一括して納める。
- 5.一般会員の月会費は1千円とする。既会員は毎月末日までに納める。
- 6.特別会員の入会金及び年会費は免除される。
- 7.賛助会員の賛助金は一口110千円とする。（一口3名）ただし入会後追加入金は可能とする。
- 8.会費は、社員総会で協議の上、毎年見直しする。
- 9.振込み手数料は会員が負担するものとする。

【5】会合

- 1.正会員代表者は年1回開催される社員総会に参加する。
- 2.定時社員総会は12月中旬から1月下旬に開催する。
- 3.定時社員総会開催日は代表理事が決定し、60日以上の猶予をもって会員に通知する。

【6】運営に関する意思決定

- 1.値上げ、その他の理由により、社員総会で決議された予算の枠を超えて支出が発生しそうな場合、総理事の事前承認を得なければならない。
- 2.広告掲載、展示会など、予算の具体的、詳細な使途先については、総理事の事前承認を得てから実行しなければならない。

【7】社員総会を欠席する場合の議決権行使方法

- 1.代理人を通して議決権の行使を可能とする。その場合、正会員代表者の自筆及び押印された委任状を社員総会の3日前までに代表理事へ到着するように送付しなければならない。

【8】予算

- 1.予算計画は代表理事が草案を作成し、社員総会の承認を得なければならない。
- 2.社員総会で採決された予算に沿って、業務は執行されなければならない。
- 3.本協会からの持ち出し費用が発生せず、参加費だけで収支が合うイベント（研修、フォーラム、会合等）については、理事の過半数の承認を得ることで開催できる。

【9】報酬、費用及び予算に関する規定

- 1.理事の旅費交通費及び会議費は、予算内で協会が実費負担とする。
- 2.理事が行う協会活動において、明らかに役割に伴う活動が主である場合、
その活動にて発生する旅費交通費の実費を支払う。ただし支払いは下記順序とし、
研修会等の参加費用の状況に応じて持ち出しが発生しない範囲とする。
 - ① 代表理事の旅費交通費。
 - ② 理事の旅費交通費。
- 3.事務局運営業務委託費として、月110千円を充てる。
- 4.事務局運営業務委託費は、社員総会で協議の上、毎年見直しする。

【10】案内及び営業

- 1.本協会に入会する賛助会員は、会員に対して資材の営業及び講習、研修をしても構わない。
- 2.本協会に入会する賛助会員は、会員以外に対しても、本協会の主催するイベント等での
営業などは積極的に行っても構わないが事前に代表理事へ相談すること。
- 3.賛助会員の営業内容や講習内容等本協会に関わる内容は、賛助金の口数により優先順位をつける。

【11】本協会からの顧客紹介

- 1.顧客紹介手順
 - ① 本協会を経由して引き合いがあった案件は、正会員へ優先的に紹介する。
 - ② 正会員は、当会からの紹介の電話を受けた際は、特別な事情が無い限り、
当日中に紹介顧客へ電話し、隨時進捗を当会へ報告しなければならない。
- 2.相見積もり
会員が直接見積もり依頼を受けている顧客を当会から紹介された場合、
当会から依頼を受けた時点でその旨を申告し、紹介を断るようにならなければならない。
一旦引き受けた案件については、後日、顧客から直接依頼を受けた場合でも、
紹介手数料は発生するものとする。
- 3.丸投げの禁止
 - ① 会員は本協会から請負った案件を一括して他の事業者へ丸投げしてはならない。
 - ② 会員は紹介顧客と自ら契約するものとし、会員以外の第三者に再紹介してはならない。
 - ③ 会員は工事の一部を下請負せることは可能だが、安全管理や施工管理に責任を負う。
 - ④ 紹介顧客に関して進捗があった場合は、その都度、当会へ状況を報告
(見積書、請求書の写しの提出等)をする。
- 4.紹介手数料
 - ① 本協会から紹介された案件の契約が成立した場合、紹介手数料として工事金額(税抜)の
10%に消費税率を乗じて本協会へ支払う。ただし、代表理事の判断にて、
紹介手数料を減ずることができるものとする。
 - ② 同じ紹介顧客からの追加案件(長期契約、再契約、別現場、反復受注、追加工事、
定期契約更新、期間延長等を含む)については会員の都合に任せる。
 - ③ 紹介案件とは無関係で継続性の無い案件(鳥獣害対策以外の業務)や紹介顧客から
新規顧客を紹介されて請負う業務については、紹介手数料は発生しない。
 - ④ 本協会が介在せずに会員から他の会員へ業務を紹介した場合、条件等については
当事者間で協議するものとし、本協会への紹介手数料は発生しない。
- 5.紹介手数料の支払い
 - ① 紹介手数料は紹介顧客から支払いを受けた翌月の末日までに本協会に振り込む。
 - ② 振込み手数料については、会員が支払う。
 - ③ 顧客からの料金回収は案件を引き受けた会員が責任を持って行うものとするが、
紹介料の支払いについては回収できるまで延期できるものとする。
その際、延滞利息は発生しない。
- 6.損害賠償、その他、紹介顧客とのトラブルの解決
紹介顧客からの損害賠償請求及びトラブルについては、全て紹介先の会員の責任と費用において
解決するものとし、本協会は一切の責任を負わないものとする。ただし、本協会が顧客と
直接契約して受託した案件に関しては、本協会が責任を負う。

【12】守秘義務

- 本協会において知り得た情報のうち、以下の情報を漏らしてはならない。
- 1.メーク及び問屋の取引条件(会員特別価格など)
 - 2.顧客情報
 - 3.他の会員に関する社内機密情報

【13】罰則

- 1.定款、会則等に違反した場合は、当該会員を除く総会員で違反内容を精査する。
当該違反が悪質なものと判断された場合は、何らかの罰則を課す可能性がある。

【14】会則の変更及び有効期限

- 1.本会則は、必要に応じて見直すものとする。
- 2.本会則の修正、改正は本協会の定款及び法令に別途定めがない限り、正会員の過半数の同意をもって改定・付加・削除できるものとする。

【15】反社会的勢力の排除

- 1.次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することが出来る。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員
(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - ② 役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力
ではないこと
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
 - ④ 不当な要求行為をしないこと
 - ⑤ その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときの行為
- 2.前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する惨害賠償を妨げない。
ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

【附 則】

この会則は、当法人設立から次の社員総会まで施行するものとする。

2023年10月2日 一部改訂
2024年1月18日 一部改訂
2024年1月23日 一部改訂
2025年1月23日 一部改訂

以上